

産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月21日

広島市長

提出者

住所 広島市南区宇品海岸3丁目13番28号広島海上ビル4F

氏名 大新土木株式会社 広島営業所

所長 東谷隆二

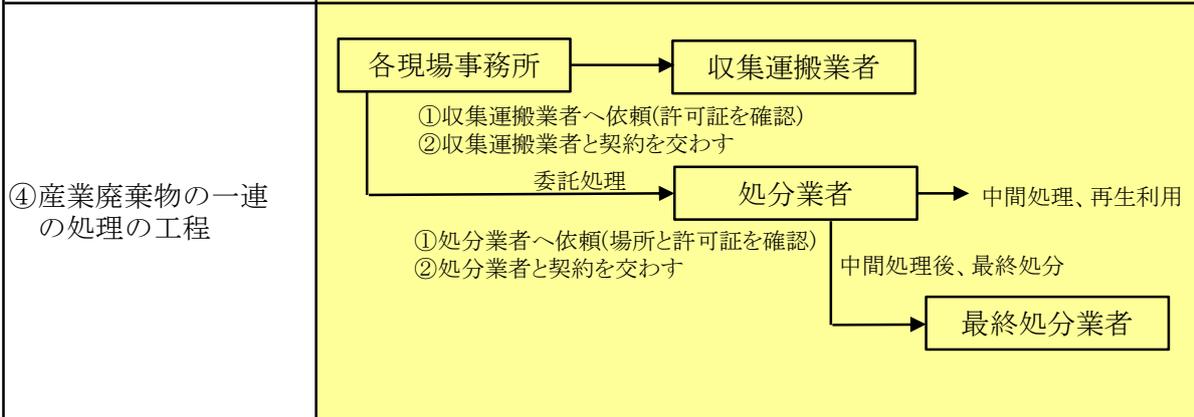
電話番号 082-250-7555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大新土木株式会社 広島営業所管轄の現場作業所
事業場の所在地	広島市南区宇品海岸3丁目13番28号広島海上ビル4F
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 1,405,612,000円
③従業員数	15人



別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(5 年度) 実績量
計画:今年度(6 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類	165.089	100.0									165.089	100.0									
紙くず																					
木くず	229.35	20.0									229.35	20.0			229.35	20.0					
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																					
鋳さい																					
がれき類	775.6	100.0									775.6	100.0			775.6	100.0					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
建設混合廃棄物	5.07	0									5.07	0									
合計	1175.109	220	0	0	0	0	0	0	0	0	1175.109	220	0	0	1004.95	120	0	0	0	0	0

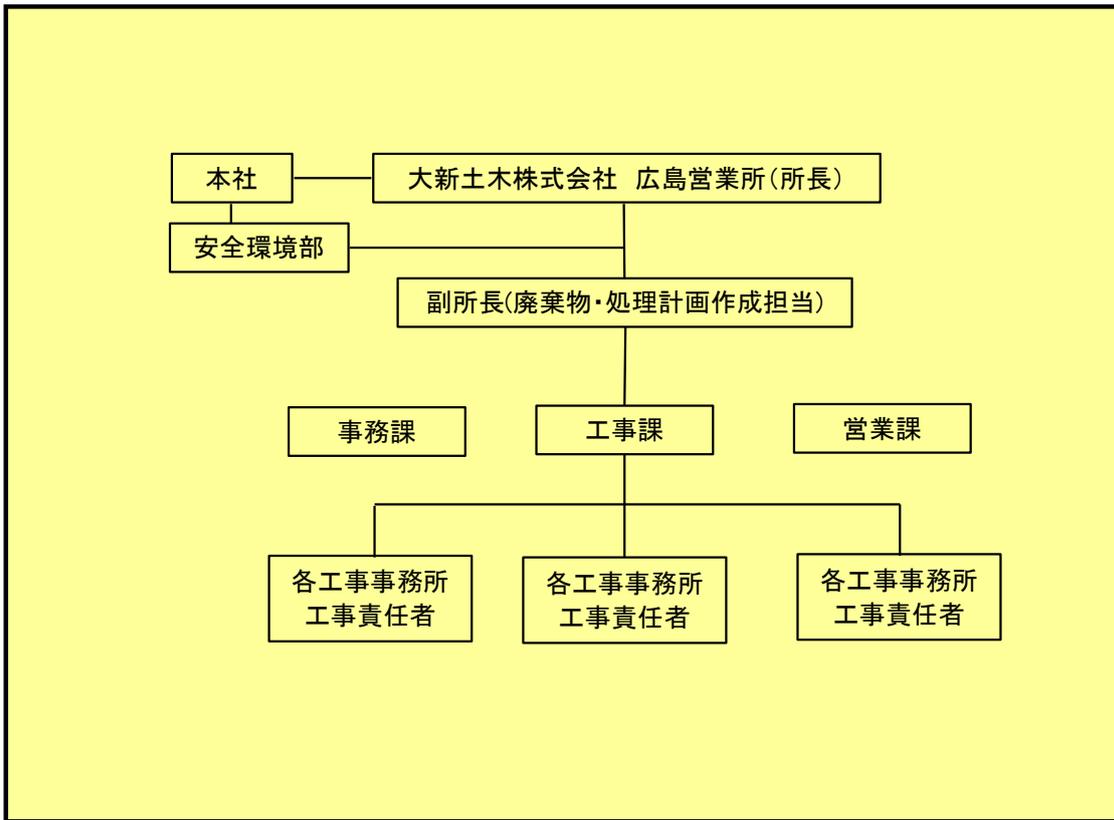
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>当社は公共工事より発生する産業廃棄物を扱っており、産業廃棄物の処分については仕様書で定められており、発生する数量は基本的には抑制することはできません。しかし、工法を変更することにより、産業廃棄物の発生を抑制できる場合もあるので、その場合は社内で施工検討会を実施し、発注者と協議を行う場合もあります。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現場内においては産業廃棄物の種類毎に区別して保管しています(バツカン等を使用) ・海上でコンクリートを取り壊す場合はワイヤーソーで切断後、クレーン付き台船で吊り上げ、ヤード(コンクリート舗装された箇所)上で取り壊す事により、海中に落ちることなく、土などが混入することがないように留意しています。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	基本的には上記によりますが、現場の状況により創意工夫して分別に取り組んでいきます。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	これまで自社で産業廃棄物の再利用を行ったことはありません。(全て委託)
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き、自社で産業廃棄物の再利用を行う予定はありません。(全て委託)

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	これまで自社で産業廃棄物の中間処理を行ったことはありません。(全て委託)
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き、自社で産業廃棄物の中間処理を行う予定はありません。(全て委託)

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	これまで自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはありません。(全て委託)
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き、自社で埋立処分又は海洋処分を行う予定はありません。(全て委託)

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	過去に取引があり、許可証の有効期限及び処分場を確認後、社内で施工検討を実施した後に、産業廃棄物の処理の委託を依頼します。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上